

工事請負契約変更状況(9月分)

平成28年10月12日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
128014	道路建設課	市道岩手飯岡駅南公園線視覚障がい者誘導標示工事	10,326,960	11,870,280	10,304,280	10,156,320	-170,640	-1.7%	(4)	1	H28.9.2	(株)上の島
128015	道路管理課	市道稲荷町谷地頭線舗装二次改築工事	13,910,400	15,998,040	13,910,400	15,001,200	1,090,800	7.8%	(4)	1	H28.9.5	(株)伊藤組
528009	水道建設課	仙北一丁目地内配水管布設替(第一工区)工事	16,070,400	18,376,200	16,065,000	15,485,040	-585,360	-3.6%	(6)	1	H28.9.9	J・ウォーター(株)
128016	道路管理課	市道大島線舗装二次改築工事	17,064,000	19,754,280	17,049,960	16,995,960	-68,040	-0.4%	(4)	1	H28.9.9	(有)なかざくら
528025	水道維持課	松内字館外地内鉄道線路横断施設整備工事	1,814,400	1,936,440	1,670,760	1,665,360	-149,040	-8.2%	(4)	1	H28.9.13	(有)高橋設備工業
528029	水道維持課	新庄浄水場内研修設備漏水調査エリア改造その1工事	2,970,000	3,124,440	2,712,960	3,012,120	42,120	1.4%	(4)	1	H28.9.13	(有)大高建設
128045	玉山建設課	市道日戸柴沢線道路改良舗装工事	4,135,320	4,754,160	4,123,440	4,118,040	-17,280	-0.4%	(4)	1	H28.9.13	(株)熊坂建設
128017	道路管理課	市道開運橋夕顔瀬橋線外路線区画線設置工事(第1工区)	5,346,000	5,621,400	4,798,440	5,351,400	5,400	0.1%	(4)	1	H28.9.13	岩手道路開発(株)
528017	下水道整備課	雫石川右岸第三排水区管設置工事	20,887,200	23,804,280	20,570,760	20,874,240	-12,960	-0.1%	(4)	1	H28.9.13	(有)黒澤建設
128038	盛岡南整備課	道明地区西仙北北川線街路舗装等工事	10,859,400	12,506,400	10,844,280	10,027,800	-831,600	-7.7%	(4)	1	H28.9.13	中亀建設(株)
128018	道路管理課	市道向中野線外路線区画線設置工事(第2工区)	5,292,000	5,434,560	4,638,600	5,307,120	15,120	0.3%	(4)	1	H28.9.15	(株)三伸鋼機
127214	道路建設課	市道一の渡岩洞湖線道路改良工事	51,062,400	58,079,160	49,953,240	44,922,600	-6,139,800	-12.0%	(8)	2	H28.9.21	(株)高光建設
127209	教委総務課	盛岡市立土淵小中学校グラウンド整備外工事	58,272,480	67,768,920	57,915,000	60,078,240	1,805,760	3.1%	(4), (6)	2	H28.9.21	岩手建工(株)
528027	浄水課	米内浄水場緩速ろ過池2号・3号流入弁外更新工事	11,448,000	11,996,640	10,420,920	13,260,240	1,812,240	15.8%	(4)	1	H28.9.26	(有)高橋設備工業
127213	道路建設課	市道本町通二丁目上田四丁目線歩道整備工事	27,399,600	27,681,480	23,502,960	27,207,360	-192,240	-0.7%	(4), (6)	2	H28.9.26	(有)黒澤建設
128040	消防対策室	築川消防屯所建設工事	23,220,000	24,796,800	22,317,120	23,209,200	-10,800	0.1%	(4)	1	H28.9.26	開成建設(株)

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第31による。

- (1) 図面, 仕様書, 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。

- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。